

改正案	現行
<p>第四条 一～五（略）</p> <p>六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下この条において「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券（以下この条において「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券並びに時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株引受権証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集（五十名以上</p>	<p>第四条 一～五（略）</p> <p>六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下この条において「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券）<u>端株券を含む。</u>以下同じ。）に転換することを条件とする転換社債券（以下この条において「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券並びに時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株引受権証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価</p>

の者を相手方として行う場合に限る。以下この号において同じ。
（又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券）又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ二（略）

七十四（略）

転換社債券の募集（五十名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券）又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ二（略）

七十四（略）